

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 相模川流域および多摩川流域の減災に係る 取組方針

平成30年3月14日

第2回相模川流域および多摩川流域における減災対策協議会

富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、甲州市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、気象庁甲府地方气象台、山梨県防災危機管理課、治水課、砂防課、富士・東部建設事務所、富士・東部建設事務所吉田支所

1. はじめに

平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道や東北地方の中小河川で、近年の水害では類を見ないほどの甚大な被害が発生した。

相模川流域および多摩川流域においても、このような大規模水害に対し減災を図ることを目的に、沿川14市町村と気象庁、山梨県は「水防災意識社会を再構築」するため、平成29年6月8日に「相模川流域および多摩川流域における減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を設立した。

本協議会では、相模川流域および多摩川流域の地形的特徴や被害状況を踏まえた水害リスクおよび土砂災害リスクに対し、平成33年度までに、各構成機関が計画的・一体的に取り組む減災対策について、「相模川流域および多摩川流域の減災に係る取組方針」としてとりまとめたところである。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、甲州市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、気象庁甲府地方气象台、山梨県防災危機管理課、治水課、砂防課、富士・東部建設事務所、富士・東部建設事務所吉田支所

3. 相模川流域および多摩川流域 の概要と水害リスク

相模川流域および多摩川流域の概要と水害リスク

- 相模川は、左岸域は泥岩・千枚岩等の中生代から古第三紀にかけての堆積岩からなり、土砂の崩壊は比較的少なく、右岸域は凝灰岩・凝灰角礫岩など新第三紀の火成岩からなり、表層はロームで覆われ、土砂の崩壊が比較的多い。
- 多摩川は、山岳渓流部にあたり、河床勾配が1/200以上と急勾配になっている。
- 過去の被害としては、相模川では昭和57年8月洪水、昭和58年8月洪水の2年連続の浸水被害、多摩川では昭和34年9月洪水で死者2名、全壊家屋6戸の土砂崩れによる被害が発生している。
- 相模川流域および多摩川流域で想定される水害リスクは、以下のとおり
 - ① 主に山地で急峻な地形が多く、いったん雨が降ると出水が早い。
 - ② 大規模洪水時には、土砂流出による交通網の遮断等の被害が発生しやすい。
 - ③ 山間には集落が点在し、各集落毎の対応が必要。

平成29年台風5号による土砂災害(大月市賑岡町浅利)

被災状況



被災状況



崩壊地状況



近年の土砂災害

平成19年台風9号による土砂災害



平成27年台風11号による土砂災害(上野原市八ツ沢)

①斜面崩壊状況



②家屋被害状況



③保全対象



小菅村 長作地区



4. 現状の取組状況

現状の取組状況 ①情報伝達、避難計画等に関する事項

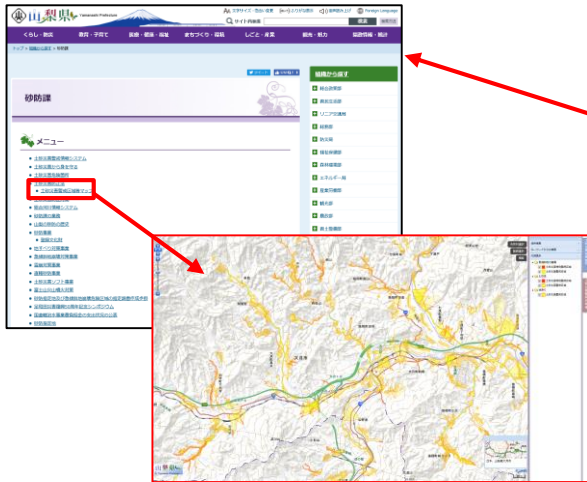
① 情報伝達、避難計画等に関する事項

「想定される浸水リスク、土砂災害リスク情報の周知」、「洪水時における河川水位等の情報提供等の内容」、「避難勧告等の発令」、「避難場所・避難経路」、「住民等への情報伝達の体制や方法」、「避難誘導體制」、「平時からの住民等への周知・教育・訓練」

○「想定される浸水リスク、土砂災害リスク情報の周知」、「洪水時における河川水位等の情報提供等の内容」、「避難勧告等の発令」、「住民等への情報伝達の体制や方法」の現状

- 相模川・多摩川において、土砂災害の発生が懸念される区域は、山梨県が指定した「土砂災害警戒区域」を基に各自治体ごとに「土砂災害ハザードマップ」を作成し、ホームページ等で公表している。
- 河川管理者と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や県の雨量・水位情報システム、土砂災害警戒情報を参考に、情報収集を行い、必要に応じて住民へ注意喚起等を行っている。

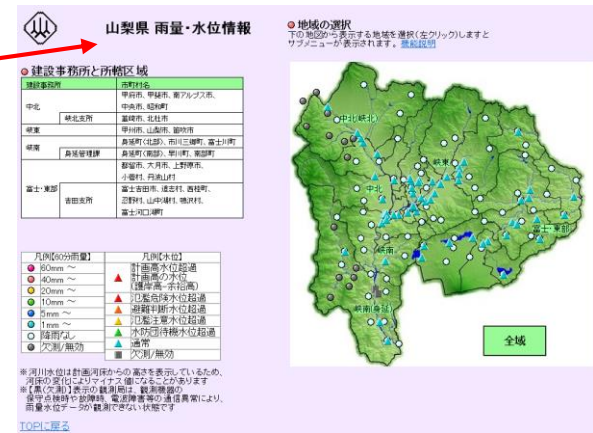
土砂災害警戒区域の公表



山梨県による取組事例



雨量・水位情報の公表



出典：山梨県HP

●課題

- 過去に大規模な水害実績がなく、洪水浸水想定区域を公表する河川もないため、浸水リスクが把握できていないことが課題である。
- 洪水浸水想定区域がないこと、また、水位計や監視カメラ等が設置された河川が少ないため、正確な情報が把握できず、的確な情報提供を行えない。
- 自治体によっては、避難勧告等の発令に関する具体的な数値基準、対象区域が決まっていない。

現状の取組状況 ①情報伝達、避難計画等に関する事項

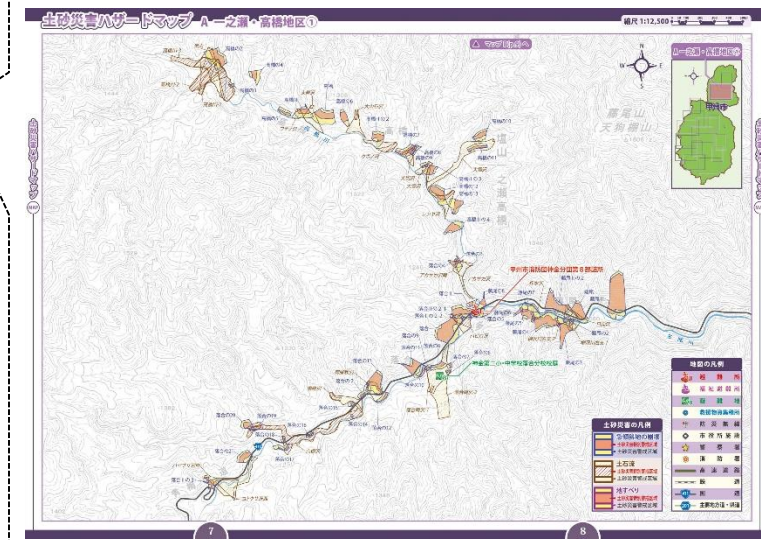
① 情報伝達、避難計画等に関する事項

「想定される浸水リスク、土砂災害情報の周知」、「洪水時における河川水位等の情報提供等の内容」、「避難勧告等の発令」、「**避難場所・避難経路**」、「住民等への情報伝達の体制や方法」、「**避難誘導體制**」、「**平時からの住民等への周知・教育・訓練**」

○「避難場所・避難経路」、「避難誘導體制」、「平時からの住民等への周知・教育・訓練」の現状

- ・避難場所として公共施設等を指定し、土砂災害ハザードマップ等で周知している。
- ・避難誘導は、市職員、警察、水防団(消防団)が実施している。

避難所等を土砂災害ハザードマップより周知



番号	施設名	住所	電話番号	階層
1	福山高等学校体育館	福山1丁目400-1	33-2542	13
2	福山小学校体育館	福山1丁目100-1	33-2543	16
3	福山中学校体育館	福山1丁目193	33-2537	14,19
4	松尾中学校体育館	福山1丁目1	33-2522	13
5	福山北小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
6	福山北小学校体育館	福山1丁目342	33-2512	16
7	福山南小学校体育館	福山1丁目128	33-2686	18
8	井原小学校体育館	福山1丁目67	33-2029	13,15
9	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2687	18
10	大瀬小学校体育館	福山1丁目402-1	33-2116	14,19
11	宇治小学校体育館	福山1丁目107	33-2523	13,20
12	五斗小学校体育館	福山1丁目315	33-2383	14
13	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2687	18
14	交番兼センター	福山1丁目101	33-2478	14,16
15	福山南警察センター	福山1丁目107-5	33-2611	15
16	福山北警察センター	福山1丁目101-1	33-2611	16
17	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	16
18	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
19	五斗警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
20	大瀬警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
21	井原警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
22	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
23	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
24	井原警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
25	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
26	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
27	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
28	松尾警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
29	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
30	大瀬警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
31	井原警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
32	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
33	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
34	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
35	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
36	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
37	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
38	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
39	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
40	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
41	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
42	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
43	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
44	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
45	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
46	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
47	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
48	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
49	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
50	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16
51	福山北警察センター	福山1丁目101	33-2689	14,16

甲州市による取組事例

番号	施設名	住所	電話番号	階層
1	福山高等学校体育館	福山1丁目401-1	33-2542	13
2	福山小学校体育館	福山1丁目108	33-2320	16
3	福山中学校体育館	福山1丁目109-1	33-2543	16
4	福山北小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
5	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
6	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
7	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
8	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
9	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
10	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
11	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
12	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
13	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
14	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
15	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
16	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
17	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
18	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
19	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
20	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
21	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
22	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
23	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
24	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
25	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
26	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
27	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
28	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
29	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
30	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
31	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
32	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
33	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
34	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
35	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
36	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
37	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
38	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
39	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
40	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
41	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
42	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
43	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
44	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
45	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
46	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
47	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
48	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
49	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
50	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15
51	福山南小学校体育館	福山1丁目107	33-2511	15

出典：甲州市土砂災害ハザードマップ

●課題

- ・山間地に存在する自治体が多く、自治体内で安全に避難できる避難場所、避難経路を確保することが困難であるため、広域避難(他市への避難)を含めた見直しが必要である。
- ・避難場所、避難経路等の情報が住民に十分に周知、認知されていない。
- ・避難誘導のための準備・訓練や連絡体制の拡充が必要となる。

現状の取組状況 ②水防に関する事項

② 水防に関する事項

「河川水位等に係る情報提供」、「河川の巡視区間」、「水防資機材の整備状況」、「水防活動の担い手不足」、「自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応」

○「自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応」の現状

・災害対策本部を本庁舎に設置し、対応している。

災害対策本部の設置

道志村による取組事例

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

【全庁共通】

第1 応急活動体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

1 道志村災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、村長は災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、道志村災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

ア 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。

イ 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。

ウ 村内で震度が6弱以上を記録したとき。

エ その他村長が必要と認めた場合

(2) 廃止の時期

災害対策本部は、村域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

(3) 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を村役場庁舎に掲示する。

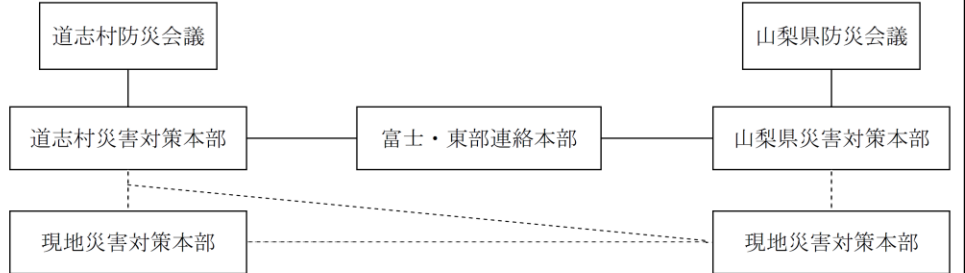
なお、廃止した場合は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
村 職 員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県 知 事	県防災行政無線（FAX）、電話
富士・東部地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
都 留 市 消 防 本 部	県防災行政無線、防災行政無線、電話
都 留 警 察 署	電話
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話
村 内 関 係 機 関	防災行政無線、電話、連絡員
一 般 住 民	防災行政無線、広報車、行政連絡員
報 道 機 関	電話、口頭、文書

(4) 災害対策本部の設置場所

道志村役場に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次に掲げる施設又は被災状況に応じ、村長が指定する施設に設置するものとする。

(1) 道志村防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

本部	種 別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備要員
災害対策本部	第3配備	①大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ②震度5強以上を観測したとき。	職員は自主的に参集し、情報、水防、輸送、医療、救護等速やかに応急対策活動を行うものとする。 【措置内容】 ・災害対策本部設置 ・全職員が配備	災害対策に全力を集中する。 各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。 【対応事務】 ・被害状況調査の実施 ・本部員会議の開催 ・応急対策方針の決定 ・広域応援要請の検討 ・物資、資機材の調達 ・その他応急対策の実施	全員

(注) 震度は、村内の震度計（役場設置）のほか、隣接市町村（上野原市、都留市、山中湖村、相模原市、山北町）も含む。

出典：道志村地域防災計画

●課題

・自治体によっては、本庁舎、診療所が土砂災害警戒区域に指定されている。また、大規模水害時に浸水の恐れがある。

現状の取組状況 ③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

「排水施設、排水資機材の操作・運用」、「洪水調節をする治水ダム」の現状

○「排水施設、排水資機材の操作・運用」、「洪水調節をする治水ダム」の現状

- ・ほとんどの自治体が、排水施設、排水資機材を保有していない。
- ・河口湖の洪水調整を行うことを目的に河口湖水門及びうそぶき水門操作規則に従い操作・運用を行っている。
- ・河口湖、本栖湖、西湖に放水路が設置済み。

河口湖水門の点検



山梨県による取組事例



●課題

- ・集中豪雨による氾濫水を迅速に排水するため、排水施設、排水資機材、機材を扱う職員の確保、教育が必要である。
- ・豪雨時の河口湖、本栖湖、西湖からの放流について、河川管理者、水利権者との協議が必要である。

現状の取組状況 ④河川管理施設の整備に関する事項

④ 河川管理施設の整備に関する事項

「堤防等河川管理施設の現状の整備状況」

○「堤防等河川管理施設の現状の整備状況」の現状

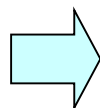
- ・河道の流下能力を確保するための整備を実施している。
- ・観測所が設置されていない河川がほとんどである。

河川管理施設の整備状況



流下能力: $27\text{m}^3/\text{s}$

管理用通路: なし



山梨県による取組事例



流下能力: $70\text{m}^3/\text{s}$

管理用通路: 3.0m

●課題

- ・必要な堤防高、幅が不足する箇所を整備を着実に進めていく必要がある。
- ・雨量観測所や水位観測所を設置し、情報収集体制を確立する必要がある。

5. 減災のための目標

■5年間で達成すべき目標

土砂流出の多い河川の特徴を踏まえ、相模川流域および多摩川流域の県管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や、防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す

※大規模水害……………想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……………立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……………大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

■上記目標達成に向けた取組

目標達成に向け、避難行動等に資する基盤整備のハード対策に加え、以下の項目を2本柱とした取組を実施

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組

6. 概ね5年で実施する取組

概ね5年で実施する取組

1)ハード対策の主な取組

■洪水を河川内で安全に流す対策

- ・流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレフォンサービスの導入
- ・洪水時および土砂災害時の庁舎等、災害対応を継続するための施設の機能確保や対策の充実
- ・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備
- ・大規模水害・土砂災害に備えた水防資機材の拡充
- ・資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための河川防災ステーション等、防災スペースの整備
- ・水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計(危機管理型水位計)や量水標、CCTVカメラ等の設置
- ・水門の改修(機能保全)
- ・避難場所の災害種別の表示の整備
- ・総合土砂管理計画の策定

2)ソフト対策の主な取組

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供
- ・河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び訓練
- ・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施
- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施
- ・広域避難に関する調整、避難経路の検討
- ・PC、スマートフォン、SNS等を利用した防災・気象情報の配信
- ・洪水対応情報伝達演習の実施
- ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進
- ・避難情報に関する意見交換会の実施
- ・水位周知河川の検討や水害の危険性を周知する河川の選定

概ね5年で実施する取組

2) ソフト対策の主な取組

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ 防災教育や防災知識の普及に関する取組

- ・災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置
- ・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催
- ・教員を対象とした講習会の実施
- ・小学生を対象とした水防災教育の実施
- ・出前講座等の講習会の実施
- ・避難を促す緊急行動トップセミナーの開催
- ・想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表
- ・共同点検の実施

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施
- ・消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保
- ・消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等、危険箇所の共同点検
- ・重要水防箇所の見直し
- ・関係機関が連携した水防訓練の実施
- ・水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施
- ・水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進

■ 市町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する取組

- ・自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進
- ・業務継続計画の策定

■ 排水活動及び施設運用の強化に関する取組

- ・水門の操作訓練の実施

避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレホンサービスの導入
- 避難場所の災害種別の表示の整備

実施機関：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、甲州市、小菅村、丹波山村、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

戸別受信機の全戸配布

鳴沢村による取組事例



出典：鳴沢村HP

防災行政無線メールの配信

大月市による取組事例

大月市 OTSUKI CITY
 〒401-8601 山梨県大月市大月2丁目6-20
 TEL・FAXはこちら

おおつき防災安全メール

【利用方法】次の順番で登録手続きを行ってください。

- ・QRコードを読み取り、「メールを送信する」を押します。
- ・（QRコードを読み取れない場合は、登録用アドレス「[otsuki@sq-m.jp]」に空メールを送信してください。）
- ・メール送信画面で、必要を行わずメールを送信します。
- ・「登録完了のお知らせ」メールが届いたら、URLを選択して本登録サイトにアクセスします。利用規約をご確認ください。 「メール配信に同意する」ボタンを押します。
- ・配信情報を選択して「次の画面に進む」ボタンを押します。
- ・内容を確認し、「入力内容を登録する」ボタンを押します。
- ・「ご登録ありがとうございました」と表示されたら登録は完了です。別途、「本登録完了のお知らせ」メールが届きます。ご確認ください。

※「@sq-m.jp」ドメイン、あるいは「[otsuki@sq-m.jp]」のアドレスとURL行メールの受信を許可するよう設定してください。
 ご不明な点は、お問い合わせください。

※メールの受信拒否等が設定されている場合は、受信拒否等の解除を行ってから登録を行ってください。

パソコンからの登録の仕方

アクセス用URL（パソコン）にアクセスして登録してください。
<https://service.suqumail.com/otsuki/fqa/m/>

お問い合わせ先
 総務部 総務管理課 送付防災担当
 大月市大月二丁目6-20
 ダイヤルホン：0554-23-8008 FAX：0554-23-1216

出典：大月市HP

避難場所の災害種別の表示の整備 （一般的な例）



出典：内閣府HP

避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 大規模水害・土砂災害に備えた水防資機材の拡充
- 資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための河川防災ステーション等、防災スペースの整備

実施機関：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、甲州市、小菅村、丹波山村、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、山梨県

水防資機材等の配備

山梨県による取組事例



防災スペースの整備



道志村による取組事例



大月市による取組事例



水防資材備蓄物資数量一覧表

資材名	単位	在庫数量	器具	単位	在庫数量
根固ブロック(6T)	個	30	H型鋼(300*300*10*15mmL=10mSS400)	本	90
根固ブロック(4T)	個	33	H型鋼(300*300*10*15mmL=6mSS400)	本	30
根固ブロック(2T)	個	44	鋼矢板(Ⅱw型(600*130*10.3mmL=2mSY295)	枚	472
根固ブロック(1T)	個	70	敷鉄板(22*1524*6096mm 1604kg/枚)	枚	30
コンクリートヒューム管	本	38	単管4m(φ48.6mm)	本	70
A型バリケード	個	30	単管3m(φ48.6mm)	本	40
防護網(3m*5m)	枚	7	単管1.5m(φ48.6mm)	本	60
カラーコーン	個	10	保護板(540mm*2000mm)	枚	90
単管車止め	組	11	ライト(配線30m)	個	6

逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- 河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び訓練

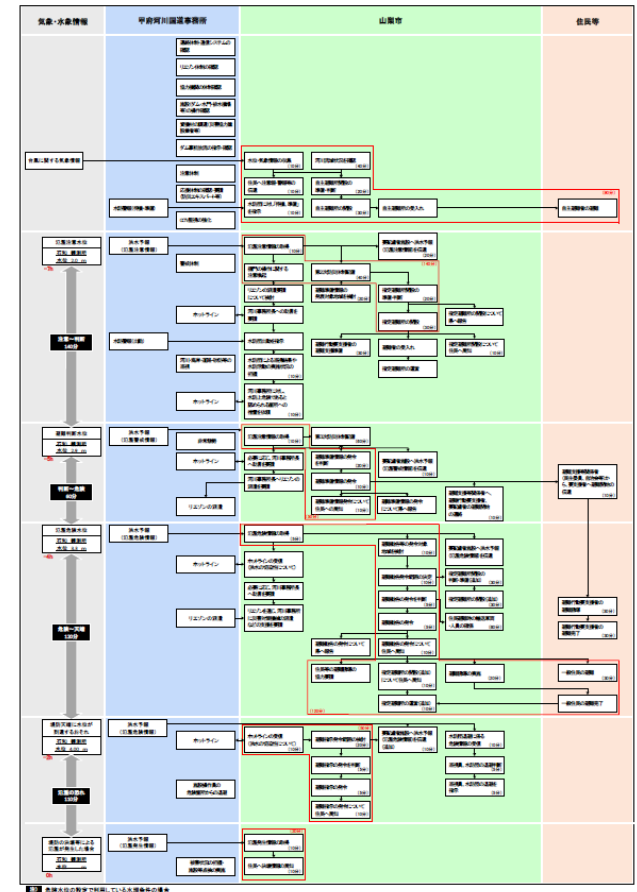
実施機関：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、甲州市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、気象庁

水害対応チェックリスト (一般的な例)

河川水位	気象・水象	国交省河川事務所からの情報	市町村の対応	チェック欄
低い ↓ 高い	〇〇水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合	水防警報(待機・準備) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	
	〇〇水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合	洪水予報(氾濫注意情報) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	
	〇〇水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合	洪水予報(氾濫警戒情報) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	
	〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】	洪水予報(氾濫危険情報) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	防災体制をさらに強化する(第四次防災体制)※ ・予め定めた防災対応の全職員が体制に入る 要配慮者施設、地下街、大規模事業者等に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する 避難勧告又は避難指示を発令する(必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する)	
	ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)		必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する	
	水防警報(状況) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付		水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
	堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 【〇〇水位観測所(概ね水位〇〇m)】	洪水予報(氾濫危険情報) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	要配慮者施設、地下街、大規模事業者等に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する	
	水防警報(状況) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付		水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
	ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)		氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示を発令する	
	堤防の決壊等による氾濫が発生した場合	洪水予報(氾濫発生情報) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	要配慮者施設、地下街、大規模事業者等に洪水予報(氾濫発生情報)を伝達する 住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する 水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都道府県、所轄警察署等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。	
ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)		氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する		

タイムライン(時系列の防災行動計画) (富士川流域の事例)

山梨市 タイムライン(行動フロー)



逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- 住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供
- PC、スマートフォン、SNS等を利用した防災・気象情報の配信

実施機関：富士吉田市、上野原市、甲州市、小菅村、丹波山村、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、山梨県

土砂災害警戒情報システムによるリアルタイムの情報提供

PC、スマートフォン、SNS等を利用した災害情報提供

山梨県による取組事例

山梨県土砂災害警戒情報システム

土砂災害の危険性を携帯電話・スマートフォンやインターネットで詳しく確認できます！

土砂災害警戒情報の補足情報として、携帯電話やインターネットを通じ、「大雨警報・注意報」、「雨量情報」、「土砂災害危険度（予測および現況）」を表示し、市町村のどこで土砂災害の危険が高まっているかの情報を提供しています。

携帯電話・スマートフォンからのアドレス → 土砂災害警戒情報システム携帯サイトアドレス <http://www3.pref.yamanashi.jp/dosya-m/top/>

※ご利用は無料ですが、通信費用は利用者のご負担となります。

【携帯サイトの画面例】

【全県発表状況図】

【全県雨量図】

【全県危険度予測図】

【全県危険度現況図】

【表示情報】 大雨警報・注意報（市町村単位）、土砂災害警戒情報の発表状況（市町村単位）
解析雨量（メッシュ単位）、土砂災害危険度予測・現況（メッシュ単位）

※パソコンではさらに詳しく見ることができます。

山梨県土砂災害警戒情報システム 検索 <http://www3.pref.yamanashi.jp/dosya/>

1 地図の拡大・縮小表示

2 雨量の時系列グラフ表示

3 危険度と土砂災害危険箇所を重ね表示

「土砂災害警戒情報」とは？
「土砂災害警戒情報」は、大雨による土砂災害発生のおそれがあるときに、市町村長が発令する避難勧告などの判断の支援や、住民のみなさんの自主避難の参考となるよう、山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する重要な防災情報です。

※土砂災害警戒区域等も表示可能（航空写真背景も同時表示可能）

山梨県災害情報メール配信のご案内

気象情報や土砂災害等の情報を携帯メールにお届けします！

土砂災害の要因となる、甲府地方気象台が発表する大雨などの「気象警報・注意報」、「土砂災害警戒情報」および「地震情報」などを、事前に利用登録された携帯電話へ電子メールにより提供しています。

【利用方法】

- ① 右のアドレスへ空メールを送信
- ② 返信メールにあるURLへアクセス
- ③ 見たい情報や地域を選択

entry@sabo-mail.pref.yamanashi.jp
(登録用メールアドレス)

※ご利用は無料ですが、通信費用は利用者のご負担となります。
※登録時に、解除用のメールアドレスもご案内しています。

該当情報発表時にメール配信！

【配信メールの例】

※画面イメージ

※日×時×分に以下の市町村で土砂災害警戒情報が発表されました。

■○○市 (発表)
▲△町 (継続)
□□村 (解除)

※登録を変更または解除したい場合は entry@sabo-mail.pref.yamanashi.jp へ空メールを送信してください。

※画面イメージ

※日×時×分に以下の地域で警報・注意報が発表されました。

■○○市 (発表)
▲△町 (継続)
□□町 (継続)

※登録を変更または解除したい場合は entry@sabo-mail.pref.yamanashi.jp へ空メールを送信してください。

※画面イメージ

※日×時×分に以下の地域で地震情報が発表されました。

■震度4 山梨県中・西部
■震度3 山梨県東部・富士五湖
(震度3以上の地震のみ配信)

※登録を変更または解除したい場合は entry@sabo-mail.pref.yamanashi.jp へ空メールを送信してください。

※次の情報を受信選択することができます。

警報： 大雨 洪水 大雪 暴風雪 暴風

注意報： 大雪 洪水 大雪 風雪 雷 強風 除雪

土砂災害警戒情報： 土砂災害警戒情報 霧 霧雪 その他

地震情報： 地震情報（中・西部） 地震情報（東部・富士五湖） 東海地震情報

お知らせ： 山梨県からの災害情報等

お問い合わせ先
山梨県砂防課 TEL：055(223)7170

※パソコンからのメールを受信できる環境に設定して下さい。
※登録を行う前に、迷惑メール防止機能を設定している場合は、「sabo-mail.pref.yamanashi.jp」ドメインからのメールを受信できるように設定して下さい。
配信されるメール(登録用)：notice@sabo-mail.pref.yamanashi.jp
配信されるメール(配信用)：info@sabo-mail.pref.yamanashi.jp

逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- 想定最大規模洪水や土砂災害を対象としたハザードマップの作成・周知
- 出前講座等の講習会の実施

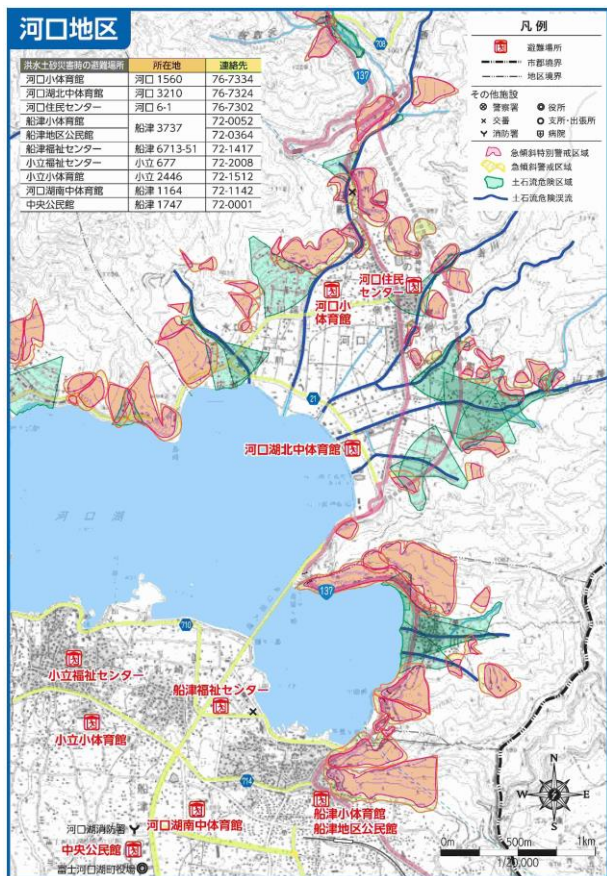
実施機関：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、甲州市、小菅村、丹波山村、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、山梨県

土砂災害ハザードマップの作成

富士河口湖町による取組事例

出前講座(砂防教室)

山梨県による取組事例



出典：富士河口湖町土砂災害ハザードマップ



洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

○ 関係機関が連携した水防訓練の実施

実施機関：都留市、大月市、上野原市、甲州市、小菅村、丹波山村、身延町、道志村、富士河口湖町、山梨県、気象庁

水防訓練

山梨県による取組事例



山梨県水防訓練

洪水から守るみんなの地域

開催日時 **5/28日**
平成29年 午前9:00～12:00
会場 / 南都留郡富士河口湖町大石公園
※会場にて買いただけます

水防訓練の目的
山梨県では、水防工事、災害の発生後、救助訓練などの技術の習得と、地域住民の防災意識の啓蒙を図ることを目的として、毎年、水防訓練を実施しています。本年度は南都留郡富士河口湖町大石公園の河口湖川敷を会場として上記の目的で実施します。

水防シンボルマーク
5月は水防月間です。

主催 山梨県水防本部・富士河口湖町水防本部
共催 富士川河川事務所 富士川河川事務所 富士川河川事務所

山梨県 富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課 TEL. 0555-24-9044



防災訓練

山梨県による取組事例



洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

- 水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進
- 自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進

実施機関: 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、甲州市、小菅村、丹波山村、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、山梨県

水防団員の募集

甲州市による取組事例

自主防災会、自主防災組織の強化

甲州市、都留市による取組事例

消防団員募集

地域の安心と安全を守るために、あなたにもできることがあります。

甲州市消防団への入団をお願いします！

消防団は、消防署(常備消防)と同様、消防組織法に基づき設置される消防機関であり、消防防災の要として、地域に密着し「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、家族や地域住民の安心と安全を守る重要な役割を担っています。

しかし、近年の社会状況の変化に伴い、団員確保が難しくなり、地域防災力の低下が非常に懸念されている状況にあります。(甲州市消防団も例外ではありません。 条例定数 1,050 人に対して、実員 935 人 平成 26 年 4 月 1 日現在)

この状況に少しでも歯止めをかけ、更なる地域防災力の向上を図るため、毎年この時期に、関係機関が一体となって「消防団員入団促進キャンペーン」を全国的に展開しています。

甲州市消防団への、主な入団資格は以下のとおりとなりますので、ぜひ入団をご検討ください。

主な入団資格

- 甲州市の区域内に居住する方、又は勤務する方 (男性・女性は問いません。)
- 年齢 18 歳以上で 40 歳くらいまでの方
- 身体強健な方
- 他市町村の消防団に所属していない方

※入団の希望やその他、不明な点・質問などありましたら、総務課行政・防災担当(消防団事務局)まで、お気軽にご相談ください。(内線 222)

出典: 甲州市HP

住民自身・地域が協力して自分たちの身を守る 『避難所自主防災会』が結成されました



■12月9日(水)に各避難所自主防災会の会長・役員の皆様が集まり、『避難所自主防災会結成式』が開催されました。

大規模災害発生時は、行政の公的機関が即座に対応できない場合があり、初動対応として住民自身・地域が協力して自分たちの身を守ることが重要となります。そのような状況に備え、市内16の避難所(この「避難所自主防災会」を新たに設立し、この「避難所自主防災会」に、地域間で連携が必要となる「避難」・「災害弱者」への支援、「避難所運営」などのさまざまな訓練を行い、地域の防災力の強化を図っていきます。今後、この取り組みが本市における防災・減災活動の要となります。

出典: 都留市HP

○ 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の人たちが自発的に防災活動を行う組織です。

土砂災害や大地震などの規模の大きな災害が発生すると、電話などの通信手段が途絶え、道路も壊れて通れなくなり、ライフラインも止まってしまい、消防本部などの防災関係機関による救助活動が円滑に行われない場合が増えるため、自主防災組織による救助・救出が大切になります。




出典: 甲州市土砂災害ハザードマップ

7. フォローアップ

フォローアップ

- 各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
取組方針 策定(3月)				
				
	● フォロー アップ	● フォロー アップ	● フォロー アップ	● フォロー アップ